

新潟市建設工事総合評価方式試行要領の運用基準

新潟市建設工事総合評価方式試行要領の総合評価点算定基準（平成 29 年 4 月 1 日改正）の全部を改正する。

1 趣旨

新潟市建設工事総合評価方式試行要領（以下「試行要領」という。）に定めるもののほか、新潟市が発注する建設工事における総合評価方式の運用に関し必要な事項を定める。

2 総合評価点の算定方法

総合評価点は、予定価格の制限の範囲内で入札したもののうち、試行要領第 11 条第 2 項及び第 12 条第 4 項規定により失格とはならないものについて、次の算式により算定する。

$$\text{総合評価点} = \text{価格評価点} + \text{技術評価点} \quad (\text{加算方式})$$

3 価格評価点と技術評価点の配点

価格評価点と技術評価点の配点は、次表のとおりとする。

(単位：点)

型 式	総合評価点	価格評価点	技術評価点	備 考
特別簡易型	102	80	22	
簡易型	102	70	32	
標準型	100 ( 102 )	65	35 ( 37 )	( )内は、新規雇用状況を選択する場合

4 価格評価点の算定方法

(1) 価格評価点は、次の算式により算定する。(小数点以下第 4 位四捨五入 3 位止)

① 入札価格が配点基準価格以上の場合

$$\text{価格評価点} = \text{配点} \times \frac{\text{配点基準価格}}{\text{入札価格}}$$

② 入札価格が配点基準価格未満の場合

$$\text{価格評価点} = \frac{\text{配点}}{1 + \left( \frac{\text{配点基準価格}}{\text{入札価格}} - 1 \right) \times 3}$$

新潟市建設工事総合評価方式試行要領の総合評価点算定基準

(平成 29 年 4 月 1 日改正)

1 総合評価点の算定方法

新潟市建設工事総合評価方式試行要領第 15 条に定める総合評価点（以下「評価点」という。）は、入札参加者のうち、入札書が無効でない者及び入札価格が予定価格と最低制限価格と同様に計算した数値の範囲内の者について、次の算式により算定する。

$$\text{評価点} = \text{価格評価点} + \text{技術評価点} \quad (\text{加算方式})$$

2 価格評価点と技術評価点の配点

価格評価点と技術評価点の配点は、次のとおりとする。

(1) 特別簡易型を適用する工事

① 価格評価点の配点 80 点

② 技術評価点の配点 22 点

(2) 簡易型を適用する工事

① 価格評価点の配点 70 点

② 技術評価点の配点 32 点

(3) 標準型を適用する工事

① 価格評価点の配点 65 点

② 技術評価点の配点 35 点 (地域貢献度に雇用状況を選択する場合 37 点)

3 価格評価点の算定方法

(1) 価格評価点は、次の算式により算定する。(小数点以下第 4 位四捨五入 3 位止)

$$\text{価格評価点} = \text{配点} \times \frac{\text{配点基準価格}}{\text{入札価格}}$$

(2) 配点基準価格とは、入札参加者が入札した価格のうち、制限内（予定価格以下で、新潟市低入札価格調査実施要領第3条の規程に規定する調査基準価格以上）の最低入札価格をいう。

#### 5 技術評価点の算定方法

(1) 技術評価点は、入札参加者が提出した技術資料により、次表の評価項目及び評価基準に基づいて算定した得点の合計とする。

型 式	評価項目及び評価基準	備 考
特別簡易型	別表 1-1 ～ 別表 1-3	
簡易型	別表 2-1 ～ 別表 2-3	
標準型	別表 3	

(2) 評価項目は、入札参加要件や工事内容等の難易度・重要度に応じて必須項目に選択項目を組み合わせるものとする。

ただし、公告に掲げる工（業）種が次の全てに該当しない場合は、評価項目から「除雪委託契約」を除外することができる。

- ・土木一式（下水道管更生を除く）
- ・とび・土工・コンクリート（交通安全施設及び解体を除く）
- ・舗装

(3) 「工事の施工能力」等の評価基準の詳細は、別表4のとおりとする。

#### 6 「簡易な施工計画」、「技術提案書」の評価

(1) 「簡易な施工計画書」及び「技術提案書」の評価は、技術評価委員会の委員の中から委員長が指名した者が行う。

(2) (1)の評価においては、入札参加者名等を伏せて行なうものとする。

(3) 「簡易な施工計画」及び「技術提案書」の得点は、評価内容ごとに(1)の委員の評価による得点の平均点を算定（小数点以下第4位四捨五入3位止）し、その平均点を合計したものとする。

#### 7 特定共同企業体の実績等の評価

(1) 特定共同企業体（以下「企業体」という。）の構成員としての実績等は、次のとおり取り扱う。

(2) 配点基準価格とは、入札参加者が入札した価格の内、制限内（最低制限価格と同様に計算した数値以上、予定価格以内）の最低入札価格をいう。

#### 4 技術評価点の算定方法

技術評価点は、入札参加者が提出した新潟市建設工事総合評価方式試行要領第8条に定める技術資料（以下「技術資料」という。）により以下の方法で算定する。

(1) 特別簡易型を適用する工事

別表1-1から1-3の評価項目及び評価基準を標準とし、これに基づいて評価した得点の合計とする。

ただし、評価項目や評価基準等は、入札参加要件や工事内容等の難易度・重要度に応じて変更できる。

(2) 簡易型を適用する工事

別表2-1から2-3の評価項目及び評価基準を標準とし、これに基づいて評価した得点の合計とする。

ただし、評価項目や評価基準等は、入札参加要件や工事内容等の難易度・重要度に応じて変更できる。

(3) 標準型を適用する工事

別表3の評価項目及び評価基準を標準とし、これに基づいて評価した得点の合計とする。

ただし、評価項目や評価基準等は、入札参加要件や工事内容等の難易度・重要度に応じて変更できる。

(4) 発注する工事が次に掲げる工（業）種以外の場合、上記の規定のうち、「除雪協力」の評価項目を除外することができる。

- ① 土木一式（下水道管更正を除く）
- ② とび・土工・コンクリート（交通安全施設及び解体を除く）
- ③ 舗装

5 「工事の施工能力」等の評価基準

「工事の施工能力」等の評価基準の詳細は、別表4に規定する。

6 「簡易な施工計画」及び「技術提案」の評価

(1) 簡易な施工計画書及び技術提案書の評価は、技術評価委員会の委員の中から委員長が指名した者が行う。

(2) 前号の評価においては、入札参加者名等を伏せて行なうものとする。

(3) 「簡易な施工計画」及び「技術提案」に係る得点は、評価内容ごとに第1号に掲げる評価による得点の平均点を算出（小数点以下第4位四捨五入3位止）し、その平均点を合算したものとする。

7 特定共同企業体の実績等の評価

特定共同企業体（以下「企業体」という。）の実績等の評価については、次のように取り扱う。

<p>① 企業の「工事成績（平均点）」、「同種工事の工事成績（回数）」 企業の「工事成績（平均点）」及び「同種工事の工事成績（回数）」については、出資比率20%以上の代表者及び構成員を対象に、平成26年度以降に竣工した企業体での工事成績評定点を評価する。</p> <p>② 企業の「同種・類似工事の施工実績」 企業の「同種・類似工事の施工実績」については、出資比率にかかわらず企業体の構成員全ての実績を評価の対象とする。</p> <p>③ 企業の「優良工事表彰等」 企業の「優良工事表彰等」については、出資比率20%以上の代表者及び構成員を対象に、平成26年度以降に竣工した企業体での優良工事表彰受賞及び工事成績評定点を評価する。</p> <p>(2) 企業体の技術者としての実績等は、次のとおり取り扱う。</p> <p>① 配置予定技術者の「同種工事の工事成績」 配置予定技術者の「同種工事の工事成績」については、出資比率20%以上の代表者及び構成員を対象に、平成26年度以降に竣工した企業体での工事成績評定点を評価する。</p> <p>② 配置予定技術者の「同種・類似工事の施工実績」 配置予定技術者の「同種・類似工事の施工実績」については、企業体の出資比率にかかわらず企業体の構成員全ての技術者を評価の対象とする。</p>	<p>(A) 企業体の構成員としての過去の実績等について</p> <p>(1) 企業の工事成績について 企業の「工事成績（平均点）」及び「同種工事の工事成績（回数）」を評価するとき、出資比率20%以上の代表者及び構成員を対象に、平成26年度以降共同企業体で竣工した工事の工事成績評定点を評価する。</p> <p>(2) 企業の施工実績について 企業の「同種・類似工事の施工実績」を評価するとき、企業体での施工実績は、出資比率にかかわらず当該企業体の構成員全てに実績があると認める。 例：A社（代表者）、B社、C社の3社が企業体を構成し、建築延べ床面積5,000㎡の工事を施工した場合の「同種・類似工事の施工実績」は、A社（代表者）、B社、C社のそれぞれが、建築延べ床面積5,000㎡の工事の実績があると認める。</p> <p>(3) 企業の優良工事表彰等について 企業の「優良工事表彰等」を評価するとき、出資比率20%以上の代表者及び構成員を対象に、平成26年度以降共同企業体での優良工事表彰受賞及び共同企業体で竣工した工事の工事成績評定点を評価する。</p> <p>(B) 企業体の技術者としての過去の実績等について</p> <p>(1) 配置予定技術者の工事成績について 配置予定技術者の「同種工事の工事成績」を評価するとき、企業体での工事成績評定点は、出資比率20%以上の代表者及び構成員を対象に、平成26年度以降共同企業体で竣工した工事の工事成績評定点を評価する。</p> <p>(2) 配置予定技術者の施工実績について 配置予定技術者の「同種・類似工事の施工実績」を評価するとき、技術者の施工実績は、企業体の出資比率にかかわらず当該企業体の構成員全ての技術者に実績があると認める。</p>
<p><b>8 企業体の技術評価点の算出方法</b></p> <p>(1) 入札に企業体として参加する場合は、企業体の出資比率に応じて企業体の構成員全員を技術評価する。</p> <p>(2) 技術評価点は、評価項目ごとに構成員の点数にその構成員の出資割合を乗じた点数（少数点以下第6位四捨五入5位止）の計（少数点以下第4位四捨五入3位止）を求め、各評価項目の点数を合計（少数点以下第4位四捨五入3位止）して算出する。 ただし、評価項目のうち配置予定技術者の能力の「国家資格」、「同種工事の工事成績」及び「同種・類似工事の施工実績」、並びに地域・社会貢献度の「市内企業の活用」を除く。</p> <p><b>9 工事成績評定の減点</b></p> <p>(1) 「簡易な施工計画書」又は「技術提案書」に記載された内容が、受注者の責により満足できない場合は、工事成績評定点の減点を行う。減点値は、次の算式により算定する。 減点値＝8点×(α-β)／α（小数点以下第1位四捨五入整数止） α：落札時の「簡易な施工計画書」又は「技術提案書」に係る技術評価点 β：達成度合いに応じて「簡易な施工計画」又は「技術提案書」に係る得点を再計算し</p>	<p>8 入札に企業体として参加する場合の評価方法について 入札に企業体として参加する場合は、企業体の出資比率に応じて企業体の構成員全員を技術評価する（ただし、配置予定技術者の能力の「国家資格」、「同種工事の工事成績」及び「同種・類似工事の施工実績」、並びに地域・社会貢献度の「市内企業の活用」の評価項目を除く。）こととし、評価点の算出方法は、各評価項目ごと、企業体の構成員ごとに出資割合を乗じた点数（少数点以下第6位四捨五入5位止）を算出した後、各評価項目ごとに集計（少数点以下第4位四捨五入3位止）し、企業体の技術評価点を求めるものとする。</p> <p>9 工事成績評定の減点</p> <p>(1) 簡易な施工計画書及び技術提案書に記載された内容が、受注者の責により満足できない場合は、工事成績評定点の減点を行う。減点値は、次の算式により算定する。 減点値＝8点×(α-β)／α（小数点以下第1位四捨五入整数止） α：落札時の「簡易な施工計画書及び技術提案書」に係る技術評価点 β：達成度合いに応じて「簡易な施工計画」及び「技術提案」に係る得点を再計算した技術</p>

た技術評価点

※8点：新潟市工事成績評定実施要領の考査項目「法令遵守等」の文書注意相当

(2) 技術資料に記載された「配置予定技術者の能力」が、受注者の責により満足できない場合は、工事成績評定点の減点を行う。減点値は、次の算式により算定する。

$$\text{減点値} = 8 \text{点} \times (\alpha - \gamma) / \alpha \text{ (小数点以下第1位四捨五入整数止)}$$

α：落札時の「配置予定技術者の能力」に係る技術評価点

γ：達成度合いに応じて「配置予定技術者の能力」に係る得点を再計算した技術評価点

※8点：新潟市工事成績評定実施要領の考査項目「法令遵守等」の文書注意相当

(3) 「市内企業の活用」の評価基準に示す割合が、受注者の責により満足できない場合は、工事成績評定点の減点を行う。減点値は、次の算式により算定する。

$$\text{減点値} = 8 \text{点} \times (\alpha - \kappa) / \alpha \text{ (小数点以下第1位四捨五入整数止)}$$

α：落札時の「市内企業の活用」に係る技術評価点

κ：達成度合いに応じて「市内企業の活用」に係る得点を再計算した技術評価点

※8点：新潟市工事成績評定実施要領の考査項目「法令遵守等」の文書注意相当

10 試行要領の様式

試行要領の規定による様式は、次のとおりとする。

試行要領条項	様式名	別記様式	備考
	技術評価点自己評価表	1号	
	簡易な施工計画書	2号	
	技術提案書	3号	
第17条第1項	技術資料の提出について	4号	
第6条第2項	企業の技術力及び配置予定技術者の能力確認資料	5号	
	地域・社会貢献度等確認資料	6号	
	障がい者雇用チェックシート	6-1号	
	ボランティア活動による地域貢献の実績	6-2号	
	雇用状況報告書	6-3号	
	雇用状況チェックシート	6-4号	

11 その他

(1) この基準は、平成30年4月1日以降の入札公告に適用する。

評価点

※8点：新潟市工事成績評定実施要領の考査項目「法令遵守等」の文書注意相当

(2) 技術資料に記載された配置予定技術者の内容が、受注者の責により満足できない場合は、工事成績評定点の減点を行う。減点値は、次の算式により算定する。

$$\text{減点値} = 8 \text{点} \times (\alpha - \gamma) / \alpha \text{ (小数点以下第1位四捨五入整数止)}$$

α：落札時の「配置予定技術者の内容」に係る技術評価点

γ：達成度合いに応じて「配置予定技術者の内容」に係る得点を再計算した技術評価点

※8点：新潟市工事成績評定実施要領の考査項目「法令遵守等」の文書注意相当

配置予定技術者とは、技術評価点自己評価表に記載した技術者（主任（監理）技術者、補助技術者）を指す。

(3) 「市内企業の活用」の評価基準に示す割合が、受注者の責により満足できない場合は、工事成績評定点の減点を行う。減点値は、次の算式により算定する。

$$\text{減点値} = 8 \text{点} \times (\alpha - \kappa) / \alpha \text{ (小数点以下第1位四捨五入整数止)}$$

α：落札時の「市内企業の活用」に係る技術評価点

κ：達成度合いに応じて「市内企業の活用」に係る得点を再計算した技術評価点

※8点：新潟市工事成績評定実施要領の考査項目「法令遵守等」の文書注意相当

10 その他

この基準は、平成29年4月1日以降の入札公告に適用する。

新

(2) この基準の施行の日前に改正前の新潟市建設工事総合評価方式試行要領の総合評価点算定基準により行った手続その他の行為は、この基準の相当規定により行った手続その他の行為とみなす。